

(お知らせ)



平成25年12月20日
リサイクル燃料貯蔵株式会社

リサイクル燃料備蓄センター「原子力事業者防災業務計画」修正の届出について

当社は、原子力災害対策特別措置法に基づき、青森県知事及びむつ市長との協議を経て、リサイクル燃料備蓄センター「原子力事業者防災業務計画」を修正し、本日、内閣総理大臣および原子力規制委員会に届出しました。

また、同法に基づきこの計画の要旨を別紙のとおり公表いたします。

当社といたしましては、今後とも、リサイクル燃料備蓄センターの原子力防災体制の充実に努めて参ります。

以上

別紙：リサイクル燃料備蓄センター「原子力事業者防災業務計画」の修正・及び構成
主な内容

平成25年12月20日
リサイクル燃料貯蔵株式会社

リサイクル燃料備蓄センター「原子力事業者防災業務計画」の修正・及び構成・主な内容

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第7条1項の規定に基づき、リサイクル燃料備蓄センター「原子力事業者防災業務計画」を修正・届出しましたので、同条第3項の規定に基づき、その要旨を以下のとおり公表します。

1. 修正・届出年月日

平成25年12月20日

2. 修正・届出の内容

原子力災害対策特別措置法関連政省令の改正を受け、修正を行ったものです。
主な修正点は、以下のとおりです。

- ・原子力災害対策特別措置法第15条に該当する緊急事態事象を判断するための記載を反映

3. リサイクル燃料備蓄センター「原子力事業者防災業務計画」の主な内容

第1章 総則	原子力事業者防災業務計画の目的、定義、基本構想、運用、修正について
第2章 原子力災害予防 対策の実施	防災体制、原子力防災組織の運営、原子力防災管理者の職務、放射線測定設備・原子力防災資機材の設置と点検・整備、防災教育・訓練の実施、関係機関との連携等について
第3章 緊急事態応急 対策等の実施	緊急事態が発生した場合の通報、退避誘導、モニタリング、医療、拡大防止対策、広報等の応急措置の実施、オフサイトセンターとの連携について
第4章 原子力災害事後 対策	緊急事態解除宣言が出された後の復旧対策、広報や環境放射線モニタリング活動のための原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与等について
第5章 その他	他の原子力事業所への協力について

以上